

関市こどもの権利条例（案）の概要

条例制定に向けたこれまでの経緯

こどもの権利条例の制定に向け、市民とともに、こども・若者が中心となって策定に関わる（市民の手で策定する）ことを重視してきました。特に、当事者であるこどもや若者の声を把握するための意見交換、実態把握を行うためのアンケート調査、高校生・大学生を含む多様な構成メンバーで「こどもまんなかミーティング」を実施してきました。

条例で規定する内容（権利・役割・対策・権利擁護）を整理するため、令和7年度は複数回の審議会による審議と市民ワークショップを実施し、これまでのアンケート結果やワークショップの意見を取りまとめました。

加えて、学校出前授業、地域委員会意見交流、中学生・高校生・大学生対象の意見交換会、保護者・支援利用者等との意見交換など多様な世代に幅広く声を収集してきました。

（１）関市子ども・子育て会議

子ども・子育て会議では、小学生から高校生までを対象に実施したアンケート調査結果やこどもまんなかミーティングでの幅広い意見を紹介し、本市の条例に盛り込むべき視点などを中心に意見をいただきました。

第1回（R7.4.21）	<ul style="list-style-type: none">こどもの権利保障条例の制定についてこどもまんなかミーティングの方針
第2回（R7.7.29）	<ul style="list-style-type: none">こどもの権利条例の骨子（案）についてこども・若者の意見を発信する場（意見表明）づくりの推進
第3回（R7.9.29）	<ul style="list-style-type: none">小学生から高校生までのアンケート内容のまとめこどもまんなかミーティング内容のまとめ条例（案）について
第4回（R7.11.25）	<ul style="list-style-type: none">各条文の要点（背景・意図）について
第5回（R8.2.10）	<ul style="list-style-type: none">条例案について

（２）市民等との意見交換（こどもまんなかミーティング）

対象世代	内 容
小学生・中学生	<ul style="list-style-type: none">児童生徒アンケート調査海外研修中学生との意見交換会ジュニアリーダーとの意見交換ユニセフ出前授業
高校生・大学生年代	<ul style="list-style-type: none">関高校「条例を考える講演会」関商工出前授業「こどもの権利を考える会」3回まなびかふえ（市内3高校）意見交流会
保護者・大人	<ul style="list-style-type: none">意見交流（PTA連合会・青少年補導員・地域委員会・高齢者）市民講演会（こどもの権利を考える：木村泰子氏）関市こども未来みんなのひろば 3回

(3) 庁内

政策検討会議 (R7.5)	・ こども条例の制定について ・ 本市が目指すこども条例 (こどもの権利保障) ・ こどもまんなかミーティングの方針
政策検討会議 (R7.9)	・ こどもの権利条例の骨子 (案) について ・ アンケート結果から見えた課題と条例反映の考え方 ・ 今後の進め方
政策検討会議 (R7.12)	・ 条例 (案) について
政策検討会議 (R8.1)	・ 条例 (案) について
管理職研修会 (R8.2)	・ こどもの権利の理解促進とこどもの意見反映の必要性について
政策検討会議 (R8.3)	・ 条例 (案) について

条例の必要性<背景>

① こどもの権利の周知と実践を促すため

アンケート等で示された「権利に関する取組不足」を改善し、こどもの権利が日常に根付くよう制度的な基盤を整備する。

② 地域全体でこどもを支える社会を明確にするため

市・教育機関だけでなく、保護者、地域住民、事業者等の役割を条例で示し、地域ぐるみの支援と連携を制度化する。

③ 市民理解の醸成と協働を促進するため

「こどもまんなか社会」の理念を広く周知し、子育て当事者以外の市民の理解と協力を引き出すための仕組みを整える。

条例の目的

こどもの最善の利益を最優先し、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、こどもの権利を保障するための取組を推進することで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会を実現することを目的とします。

条例の骨子案

特に保障すべき権利とその権利を保障するための内容構成としています。

体系

前 文

第1章 総 則 (No. 1～2)

【条例全体に共通して通用する考え方】

第2章 こどもの権利 (No. 3～7)

【こどもが一人の人間として育ち、学び、生活をしていく上で特に大切な権利】

第3章 こどもの権利を保障するための役割 (No. 8～13)

【こどもの権利を保障するためのそれぞれの役割】

第4章 こどもの権利保障の推進 (No. 14～23)

【こどもの権利を保障するための具体的な取組】

第5章 こどもの権利擁護委員会 (No. 24)

条例のポイント

(1) 権利の保障（特に大切な権利の主なもの） ※別冊 条例案 No. 3～7

①安全に安心して生きる権利【生きる権利】

- ・命が守られること。
- ・かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること。
- ・一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。

②健やかに学び育つ権利【育つ権利】

- ・個性が認められ、人格が尊重されること。
- ・自分に関することを主体的に決めること。
- ・学びたいことを学ぶこと。

③自分を守り、自分が守られる権利【守られる権利】

- ・あらゆる差別を受けないこと。
- ・虐待、暴力、いじめを受けないこと。
- ・権利が侵害された時は速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

④主体的に参加する権利【参加する権利】

- ・自分の意見を聞いてもらえること。
- ・意見を表明する機会が与えられること。
- ・年齢や成長に応じて社会に参加できること。

(2) 役割 ※別冊 条例案 No. 8～13

①こどもの役割

- ・自分と他の人それぞれに権利があることを理解・尊重すること。
- ・こどもは自分の権利について正しく学び、正しく行使すること。
- ・こどもはいじめや差別など他の人の権利を侵害する行為を行わず、また、これらの行為がなくなるよう努めること。

②市の責務

- ・市は、こどもの権利を尊重し、関係部局が連携し、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と協働して必要な施策を通じてその権利の保障に努めること。
- ・市は、市が策定する計画、施策について、こどもの視点に立ち、こどもが理解しやすい表現により情報を取得できるよう努めること。

③保護者の責務

- ・家庭における養育と発達支援の役割を理解すること。
- ・こどもの成長に対する主たる責任があることを自覚し養育すること。

④地域住民等の役割

- ・地域社会の中で健やかに成長できるよう支援すること。
- ・地域の一員として受け止め共に地域活動に参加すること。

⑤育ち学ぶ施設の関係者の役割

- ・こどもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援すること。

- ・こどもがこどもの権利について理解し、保障されるために支援すること。

⑥事業者の役割

- ・従業員がこどもの権利を理解・尊重できるよう支援すること。
- ・仕事と育児の両立が図れる職場環境の整備に努めること。

(3) 保障するための取組 ※別冊 条例案 No. 14～23

①居場所

- ・こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所を整備すること。
- ・こども自らが企画・運営に参画できる居場所を整備すること。
- ・こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう支援すること。

②療育・発達支援

- ・こども一人一人の発達特性に合わせ、自立を促進し、社会に参加することができるよう、環境整備を行うこと。
- ・発達特性の早期把握と、適切な療育・発達支援に繋げるために保護者又は関係機関と連携すること。

③学びの機会

- ・こどもが多様な力を育むために学びの場を整備すること。
- ・全てのこどもが多様な学びに参加できるよう支援すること。

④意見表明

- ・こどもが意見表明しやすい環境づくりを行うこと。
- ・こども議会を開催し、そこでの提案や意見を尊重すること。

⑤こどもの社会参加

- ・こどもの社会参加を促進する環境づくりを行うこと。
- ・地域活動の企画・実施に参画できるよう支援すること。

⑥いじめ・虐待・暴力の防止

- ・いじめ・虐待・暴力の防止や相談・救済の施策を講じること。
- ・発見時には速やかに被害児童を守り関係機関と連携し解消と支援を行うこと。

⑦貧困の防止

- ・こどもの貧困防止に向けた対策に取り組むこと。

⑧安全環境の整備

- ・こどもが安全で安心して過ごせる環境づくりを行うこと。

⑨相談及び支援

- ・こどもや保護者が相談し、支援を受けることができる環境づくりを行うこと。

⑩普及啓発

- ・こどもの権利について普及啓発を図ること。

(4) こどもの権利擁護委員会 ※別冊 条例案 No. 24

権利擁護委員会

- ・こどもの権利を擁護し、相談対応、調査及び救済、必要な助言等を行う第三者機関である権利擁護委員会を設置すること。

(1) 意見反映

「こどもまんなかミーティング」等で得られた多様な意見

主要な意見（上位）

意見を言う場・居場所・失敗しても挑戦できる環境

不登校・ひきこもり・家庭困難のこどもへの支援・居場所整備

ワンストップ相談（夜間・匿名含む）、情報の分かりやすさ、一元化

親支援（特に母親の孤立軽減・就労支援）

施策の評価（こどもによる評価を含む）

市民・こどもの声（代表的なもの）	条例案の該当箇所
意見を言う場がほしい（発言機会）	No. 7 主体的に参加する権利 No. 9 市の責務 No. 11 地域住民等の役割 No. 12 育ち学ぶ施設の関係者の役割 No. 17 意見表明 No. 18 こどもの社会参加
いじめや差別などを相談したい	No. 6 自分を守り、守られる権利 No. 9 市の責務 No. 19 いじめ・虐待・暴力の防止 No. 21 安全環境の整備 No. 22 相談及び支援 No. 24 こどもの権利擁護委員会
居場所（全天候型・Wi-Fi 等）が欲しい 挑戦できる環境	No. 5 健やかに学び育つ権利 No. 9 市の責務 No. 11 地域住民等の役割 No. 12 育ち学ぶ施設の関係者の役割 No. 14 居場所 No. 16 学びの機会 No. 18 こどもの社会参加
不登校・ひきこもり支援をしてほしい	No. 4 安全に安心して生きる権利 No. 5 健やかに学び育つ権利 No. 6 自分を守り、守られる権利 No. 9 市の責務 No. 11 地域住民等の役割 No. 15 療育・発達支援 No. 21 安全環境の整備 No. 22 相談及び支援 No. 24 こどもの権利擁護委員会
情報が分かりにくい（必要な支援情報）	No. 7 主体的に参加する権利 No. 9 市の責務

	No. 16 学びの機会 No. 17 意見表明
親（特に母親）支援 家庭困難な子どもへの支援	No. 9 市の責務 No. 20 貧困の防止 No. 22 相談及び支援
施策評価を子どもも参加して実施してほしい	No. 7 主体的に参加する権利 No. 9 市の責務 No. 17 意見表明

（２）推進方法

市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を尊重、関係部局の連携と協働により権利を保障 ・子どもが理解しやすい表現により情報を取得できるよう努める。
保護者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における養育と発達支援の役割を理解 ・子どもの成長に対する主たる責任を自覚し養育
地域住民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の中で健やかに成長できるよう支援 ・共に地域活動に参加
育ち学ぶ施設の関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援 ・子どもが子どもの権利について理解、保障されるための支援
居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が企画・運営に参画できる居場所を整備 (ユースセンター)
療育・発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人の発達特性の早期把握と適切な療育・発達支援
学びの機会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが多様な力を育むために学びの場を整備 (屋内遊び場施設)
意見表明	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが意見表明しやすい環境づくり (子ども議会の開催)
子どもの参画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の企画・実施に参画できるよう支援 (地域委員会活動)
権利擁護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、調査及び救済、助言等を行う第三者機関